

芦屋市立精道こども園は、0歳児から5歳児が遊びを通して学びの体験を重ね、お互いに育ち合える教育・保育を実施します。

- ・ 1号認定 …… 幼稚園部を利用する子ども
 - ・ 2・3号認定 …… 保育所部を利用する子ども
- (2号認定は3～5歳児, 3号認定は0～2歳児)

1 募集人員(幼稚園部)

3歳児 20名

※4歳児, 5歳児に関しては定員に達し, 募集の受付はありません。

2 教育・保育理念

(1) 理念

乳幼児期は人格の基礎が形成される重要な時期であることから、「いのち」を大切にし、生きる力の基礎を育む」ための、質の高い教育・保育を行う。

(2) 方針

- ・ 一人一人のあるがままの姿を受け止め、共感し、子どもの豊かな育ちを援助する。
- ・ さまざまな環境を通して、共に育ち合う力を養う。
- ・ 家庭・地域社会と連携し、子育て支援の拠点としての役割を担う。

(3) 目標

- あ あかるく元気な子(ども)
- し しっかり考え合う子(ども)
- や やさしい子(ども)



3 施設所在地

芦屋市精道町9-16

4 定員数・クラス名

(単位:人)

年次 (クラス名)	0歳児 (めばえ)	1歳児 (わかば)	2歳児 (しずく)	3歳児 (うみ (やま)	4歳児 (あおぞら (そよかぜ)	5歳児 (にじ (たいよう)	計
幼稚園部				20	20	20	60
保育所部	6	10	15	30	30	30	121
計	6	10	15	50	50	50	181

・ 令和4年度年齢の区分

区分	生年月日
0歳児	令和4年4月2日～令和5年4月1日
0歳児	令和3年4月2日～令和4年4月1日
1歳児	令和2年4月2日～令和3年4月1日
2歳児	平成31年4月2日～令和2年4月1日
3歳児	平成30年4月2日～平成31年4月1日
4歳児	平成29年4月2日～平成30年4月1日
5歳児	平成28年4月2日～平成29年4月1日



5 職員体制

認定こども園に係る基準に基づき配置（保育教諭については、保育所における配置基準を遵守）

6 教育・保育給付認定申請書兼利用申請書配布・提出受付

入園には「教育・保育給付認定申請書兼利用申請書」等の提出が必要です。

(1) 申請書の配布

1号認定（幼稚園部）については9月1日（水）から精道こども園、子育て推進課（市役所南館1階）で配布します。2・3号認定（保育所部）については10月1日（金）から子育て推進課（市役所南館1階）で配布します。

(2) 申請書提出受付

- ・ 1号認定（幼稚園部）提出受付

★提出先：芦屋市役所子育て推進課
 ★受付期間：10月1日（金）～10月8日（金）午後5時30分まで
 ★持ち物：教育・保育給付認定申請書兼利用申請書・印鑑

- ・ 2・3号認定（保育所部）提出受付

★提出先：芦屋市役所子育て推進課
 ★受付期間：10月18日（月）～11月5日（金）午後5時30分まで
 ★持ち物：教育・保育給付認定申請書兼利用申請書・印鑑・その他必要書類

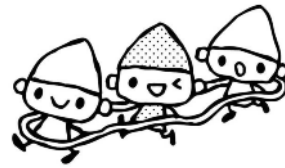
7 1号認定（幼稚園部）入園前健康診断

★実施日：11月18日（木）
 ★受付時間：午後1時15分から午後1時30分まで
 ★場所：芦屋市立精道こども園
 ★持ち物：母子手帳・上靴・履き物入れ・筆記用具

*午後1時30分より健康診断が始まりますので、それまでに受付を済ませてください。

8 申請書受付等主なスケジュール

9月1日	幼稚園部入園申請書 配布	★1号認定（幼稚園部）は、精道こども園、子育て推進課で申請書を配布
10月1日	保育所部入園申請書 配布	★2・3号認定（保育所部）は、子育て推進課で申請書を配布
10月1日 ～8日	幼稚園部受付	★子育て推進課で申請書を受付 応募多数の場合、抽選になります。 (抽選には優先区分があります。)
10月18日 ～11月5日	保育所部受付	★子育て推進課で申請書を受付
11月18日	幼稚園部入園前 健康診断	★精道こども園で行います。
2月頃	保育所部面接	★精道こども園で面接を行います。
4月	入園	



9 保育時間

(1) 1号認定（幼稚園部）

実施日	時間	実施しない日
月曜日～金曜日	9:00～14:00	土曜日、日曜日、祝日、代休日、三季休業日(7月20日～8月31日、12月25日～1月6日、3月23日～4月9日)

(2) 2・3号認定（保育所部）

実施日	時間	実施しない日
月曜日～土曜日	保育短時間認定 8:30～16:30(最大)	日曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)
	保育標準時間認定 7:00～18:00(最大)	

10 保育料等(別紙参照)

別紙を参照ください。



11 預かり保育(1号認定(幼稚園部))

保護者の疾病や就労、兄弟姉妹の参観等により、一時的な保育を必要とする1号認定の子どもへの預かり保育を次のとおり行います。

実施時期	区分		保育時間	保育料
三季休業	A	終日利用	9:00 ~16:30	日額 1,300円
	B	午前利用	9:00 ~14:00	日額 800円
	C	午後利用	14:00 ~16:30	日額 500円
学期中	D	式日の利用	式典終了後~16:30	日額 1,000円
	E	平日の午後利用	14:00 ~16:30	日額 500円

※ 利用月の前月15日までに申請書の提出が必要です。

※ 区分A, B, Dの場合は、給食費(1食230円)が別途必要です。

※ 各区分内の利用時間によらず、預かり保育料は定額です。

※ 土、日、祝日、代休日、年末年始(12月29日~1月3日)の預かり保育はありません。

※ 1か月当たり15日までの利用となります。

※ 幼児教育・保育の無償化により、次の条件に該当する方の預かり保育料が1日450円まで無償化の対象となります。

- ・ 満3歳以後の最初の3月31日を経過した保育の必要性*のある子ども
ただし、上限月額11,300円。

* 「保育の必要性」とは、「4日/週かつ、4時間/日以上就労している」などの条件を満たしていることをいいます。

12 延長保育(2・3号認定(保育所部))

保護者の就労状況等により、通常の利用日及び利用時間以外での保育を必要とする2・3号認定の子どもへの延長保育を次のとおり行います。

認定区分	実施日	実施時間	延長保育料
保育短時間	月曜日~土曜日	7:00~8:30	基本料金・・・月額2000円 (1日も利用がなくても必要) 利用料金・・・1回 200円
		16:30~18:00	
		18:00~19:00 (土曜日を除く。)	
保育標準時間	月曜日~金曜日	18:00~19:00	

13 その他

送迎に係る車・自転車の利用については、駐車禁止等の交通法規を順守し、マナーを守ってご利用ください。

- 入園に関するご相談・お問い合わせ

芦屋市子育て推進課(電話38-2128。平日9:00~12:00, 12:45~17:30)まで